

平成30年4月

木造建築物耐震診断・耐震改修判定申込要項
(平成30年度版)

青森県木造建築物耐震診断判定委員会

目 次

I	申込手続	1
	1 申込方法	
	2 申込の受理	
	3 判定委員会に必要な書類	
	4 診断実施者	
	5 建物の判定の棟	
	6 申込先	
II	木造判定委員会による審査	2
	1 WG 委員による事前審査	
	2 木造判定委員会	
III	判定書の交付	2
IV	木造判定委員会の開催予定	3
V	判定料	3
VI	青森県木造建築物耐震診断判定委員会の構成	3
	耐震診断・耐震改修に於ける判定書交付までのフロー	別添
	第1号様式 木造耐震診断判定依頼書	別添
	第2号様式 木造耐震改修判定依頼書	別添

I 申込手続

1 申込方法

木造耐震診断・耐震改修判定の申込は、所定の依頼書（耐震診断の場合は「第1号様式」、耐震改修の場合は「第2号様式」）により、一般社団法人青森県建築士事務所協会へ申し込んで下さい。

依頼書は、判定会の日程の都合もありますので、業務受託後すみやかに提出願います。

なお、変更があった場合は、早急に事務所協会へ再提出して下さい。

判定書は、依頼書に基づき作成しますので、依頼書提出の際には、「診断基準」及び建物の「名称」、「所在地」、「用途」を再度ご確認ください。

2 申込の受理

申込は、「依頼書」と「報告書」を確認した時点で受理されたものとします。申込受理の通知については、所定の受付番号等を記入した依頼書の写しの交付をもって、その通知に代えます。

なお、判定料に関する請求書は後日発行いたしますので、指定日までに当協会指定口座へお振込み下さい。

3 判定委員会に必要な書類

判定委員会に用いる書類は、耐震診断報告書若しくは耐震改修報告書（以下「報告書」という。）及び同報告書の概要書（以下「概要書」という。）の2種類です。次の要領でそれぞれ作成して下さい。

1) 報告書の体裁

報告書はA4版で作成し、各資料に頁を付けて下さい。件名毎にファイル等に綴じ、表紙及び背表紙に「建物名」、「棟名、棟番号」及び「診断実施者名」等、必要事項を明記して下さい。

2) 概要書

概要書の書式に従って作成してください。

3) 報告書・概要書の提出時期等

報告書・概要書の提出時期及び提出部数は、別添「耐震診断・耐震改修に於ける判定書交付までのフロー」を参照して下さい。

4 診断実施者

1) 診断実施者は、建築士とします。

2) 木造判定委員会での説明者は、診断実施者とします。

3) 免許証・受講証明書の添付

報告書には、診断者の建築士免許証若しくは免許証明証及び準拠した診断基準の該当講習会受講証（修了証）の写しを添付して下さい。

5 建物の判定の棟について

- 1) 判定の棟は、原則として構造的に一体となっている建物（棟）を1件として扱い、**Exp.Joint** 等がある場合で構造的に別棟と認められるときは、それぞれの棟を1件として扱います。
- 2) 規模の大きい建物、混構造等の判定の棟が不明の場合は、配置図・平面図・立面図・主要断面図・棟別面積表を送付してお問い合わせ下さい。

6 申込先

一般社団法人 青森県建築士事務所協会 事務局

〒030-0803 青森市安方2丁目9番13号 青森県建設会館5階

TEL 017 (773) 1596

FAX 017 (773) 1599

II 木造判定委員会による審査

- 1 審査基準：（一財）日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」の精密診断法1・2による。
- 2 WG委員による事前審査
 - 1) 木造判定委員会の審査に先立ち、提出された報告書については、WG委員の事前審査を受けて下さい。
 - 2) 事前審査を受ける場合は、木造判定委員会の2週前の指定日までに報告書を（社）青森県建築士事務所協会へ提出して下さい。
- 3 木造判定委員会
 - 1) 判定は、事前審査及び提出された資料に基づいて行います。
 - 2) 判定を終了した後の診断結果資料及び改修計画資料の訂正・変更はできません。ただし、委員会から訂正等の指摘を受けた場合は、すみやかにその指示に従って下さい。
 - 3) 判定は、受付順とします。申込多数の場合は次回に回すこともありますので、十分に余裕を見込んでお申込下さい。
 - 4) 判定不合格の場合は、再提出となりますので、判定書の交付は次回木造判定委員会以降となります。

Ⅲ 判定書の交付

- 1) 判定審査を受け、木造判定委員会の承認を得たものについて当木造判定委員会から「判定書」を交付します。
- 2) 「判定書」の交付は、一週間程度かかることがあります。
- 3) 判定書の交付をうけたら、報告書・事前審査記録・本審査議事録を電子データとし、1ヶ月以内にCDで提出して下さい。CDには、物件名・担当事務所名・判定日を記入して下さい。なお、電子データの仕様については、PDF又はDocuWorksとしますが、それ以外の場合は事前に協議して下さい。

Ⅳ 木造判定委員会の開催予定

- 1) 平成30年度の木造判定委員会の開催予定は、平成30年11月を予定しております。
- 2) 木造判定委員会の詳細な開催日時は、(一社)青森県建築士事務所協会へお問い合わせ下さい。

Ⅴ 判定料

別紙1のとおり

Ⅵ 青森県木造建築物耐震診断判定委員会の構成

別紙2のとおり